

経済産業省告示第 178 号
令和 6 年 10 月 30 日
最終改正 経済産業省告示第 166 号
令和 8 年 1 月 14 日

貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項

貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第十条第三項の規定に基づき、重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項を次のように定め、令和六年十二月三十日から適用する。

一 外国法人への出資、製造委託その他の事業活動に伴い、重要管理対象技術を外国（輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は重要管理対象技術を外国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、別紙様式により、当該取引に係る契約を締結する前に、当該取引に係る報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、次に掲げる取引については、この限りではない。

イ 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号。以下「省令」という。）第九条第二項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれかに該当する取引

ロ 専ら検査、試験又は品質保証を可能とする重要管理対象技術の提供を目的とする取引その他これに類する取引であって、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが少ないことが明らかなもの

二 この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。

イ 電子部品及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

（一）積層セラミックコンデンサの設計又は製造に係る技術

（二）弹性表面波フィルタ又はバルク弹性波フィルタの設計又は製造に係る技術

（三）電解銅箔（米国電子回路協会が定めた規格 IPC—4562B の U と同等又はそれ以上の性能を有する回路基板用のものに限る。）の設計又は製造に係る技術

（四）誘電体フィルム（電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものを含む。）のエネルギーを制御する装置に用いられる平滑用フィルムコンデンサに用いることができるものに限る。）の設計又は製造に係る技術

（五）チタン酸バリウム粉体の合成に係る技術

（六）巨大磁気抵抗効果又はトンネル磁気抵抗効果を利用するセンサーにおける、当該巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を生ずる素子、当該素子周辺の磁気回路又は当

該磁気回路を制御するための構成物（当該素子と一体となっているものに限る。）の設計又は製造に係る技術

ロ 炭素繊維及び炭化けい素繊維並びにそれらの製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

- (一) 炭素繊維のプリカーサーの製造及び焼成に係る技術
- (二) 炭化けい素繊維のプリカーサーの製造及び焼成に係る技術

ハ 半導体集積回路の製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

- (一) 半導体用のリソグラフィに使用するレジストであって、二四八ナノメートル以下の波長の光で使用するように最適化されたものの設計又は製造に係る技術

(二) 非鉄金属のターゲット材（極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置を用いて形成される集積回路用の配線工程の用に供されるものに限る。）の製造に必要な技術（原料からインゴットを製造する工程又はインゴットの製造を伴わない場合にあっては原料である粉末を混合し、かつ合成する工程において、集積回路の製造の用に供するために金属の純度を高める技術に限る。）

ニ 電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

- (一) 走査型電子顕微鏡又は透過型電子顕微鏡の設計又は製造に係る技術

ホ 金属製品の製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの

- (一) スポンジチタンの製造に係る技術（マグネシウム還元法により塩化チタンからチタンを分離する工程において圧力若しくは温度を制御する技術又は当該チタンを破碎し梱包する工程に係る技術に限る。）

ヘ 蓄電池及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるものの

- (一) リチウムイオン電池の正極集電体又は負極集電体と活物質等を固定又は結合させる目的で使用される物質（ポリフッ化ビニリデン、スチレンブタジエンゴム又はポリアクリル酸を主成分とするものに限る。）の設計又は製造に係る技術

(二) リチウムイオン電池の材料として使用される硫化物固体電解質であって、次のいずれかに該当するものの設計又は製造に係る技術

1 当該硫化物固体電解質がガラス状態の場合にあっては、室温下でリチウムイオン伝導度が○. 一ミリジーメンス毎センチメートル以上のもの

2 当該硫化物固体電解質が結晶化ガラス状態又は結晶化状態の場合にあっては、室温下でリチウムイオン伝導度が一ミリジーメンス毎センチメートル以上のもの

(三) リチウムイオン電池のセパレータの製造に用いられる二軸押出機の部分品のうち、スクリュー構成の設計又は製造に係る技術

ト ディスプレイの製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるものの

- (一) 量子ドットの設計又は製造に係る技術

(二) 有機エレクトロルミネセンスディスプレイに用いられる熱活性化遅延蛍光特性を有する材料の設計又は製造に係る技術

- (三) 位相差フィルムの設計又は製造に係る技術

チ 内視鏡及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるものの

(一) 次のいずれかに該当する軟性内視鏡（先端硬性部の直径が一六ミリメートル以下のものに限る。）の挿入部の設計又は製造に係る技術

- 1 イメージセンサーの総画素数が二、〇〇〇、〇〇〇を超えるもの
- 2 光学レンズの視野方向が〇度のものであって、視野角が一二〇度を超えるもの
- 3 超音波内視鏡であって、光学レンズの視野方向が〇度でないものであり、かつ、視野角が一〇〇度以上のもの